

平成 27 年 11 月 5 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

執務室での飲食に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

執務室での飲食のルールについて

2 質問の要旨

- ① 執務室の市民の皆様から見える場所で休憩時間以外に物を食べている職員をよく見かけるが、この状況についてどのように考えるか。
- ② 執務室内の飲食についてはルールがないそうですが、きちんとルールをつくってルールに従いやるべきだと思うがいかがか。
- ③ 再三申し上げていますが、昼の休憩時間以外にも、喫煙や飲食の為の小休憩ができるようにするべきだと思うがいかがか。

3 答弁を求める者

市長、副市長、部長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑥

（理由： ）